

令7福情答申第4号

令和7年8月29日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(総務企画局人事部労務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年11月10付け総労第115号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「メールによるパワーハラスメントを行ったとして、特定職員が懲戒処分が付された事案に関し、当該メールと当該メールに対する返信メールの一切」に係る一部公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「メールによるパワーハラスメントを行ったとして、特定職員が懲戒処分が付された事案に関し、当該メールと当該メールに対する返信メールの一切」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年8月2日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年7月24日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和4年8月2日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により公文書一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年10月11日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張（要旨）

(1) 対象文書の特定について

メールによるパワーハラスメントを行ったとして懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）が付された特定職員（以下「本件加害職員」という。）が後輩の職員（以下「本件被害職員」という。）に送信したメール（以下「本件送信メール」という。）と本件被害職員が本件加害職員に返信したメール（以下「本件

返信メール」といい、本件送信メールと併せて「本件メール」という。)が混然としていて区別できない。本件メールの送受信者及びメールアドレスを非公開とした上で区別すればよいだけである。

本件加害職員は、令和2年4月頃から本件被害職員に説教文や自身の「仕事論」などを押しつけるような内容のメールを約1年半にわたって職場のパソコンから断続的に送付していたことが明らかとなっているところ、公開されたのは令和3年3月の本件メールのみでしかない。実施機関は、本件被害職員が令和3年2月以前の本件メールを削除していたなどと主張しているが、本件加害職員等のPC等に本件メールが残存していたかどうかについて全く述べていない。仮に残存していないとすれば、かつてはあった本件メールの一部が現在はないのだから、実施機関は、その部分の本件メールについて不存在による非公開決定をすべきである。

## (2) 非公開事由について

本件メール全てについて、条例第7条第5号(以下「第5号」という。)には該当しようがない。同条第1号(以下「第1号」という。)に該当する部分が非公開とされる以上、残りの部分は第5号エに該当しようがない。現に、実施機関は「これを第三者に公開することとなれば・・・公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。」などと主張しているが、本件メールは一部公開決定されている。

## (3) 部分公開について

本件メール本文全てが第1号に該当することはあり得ない。例えば、本文冒頭には普通は「こんにちは。」といった文章があることが考えられるが、これらは該当しない。

## 2 実施機関の主張(要旨)

### (1) 対象文書の特定について

本件送信メール及び本件返信メールを区別する情報であるメールの送受信者及びメールアドレスが非公開情報に該当するため区別できない。

本件被害職員に残存している本件加害職員との本件メールの送受信記録を提出させたところ、令和3年2月以前の本件メールについては既に本件被害職員

自ら削除していた。なお、約1年半にわたって本件メールの送受信が行われていたことについては、実施機関の事務担当課である人事課（以下「人事課」という。）が本件加害職員及び本件被害職員双方から聴き取りを行った上で認定したものである。したがって、本件加害職員と本件被害職員との間でやりとりした本件メールに組織共用性がないと判断している。

(2) 非公開事由について

① 第1号該当

本件メールの送受信者及びメールアドレス、並びに所属の一部については第1号に該当する。

なお、本件加害職員及び本件被害職員の氏名、メールアドレスは職務遂行情報に該当し得るが、パワーハラスメントの加害者や被害者であるという事実は、職員の名誉・資質等に関わるプライバシー性の高い情報であり、職員が特定される状況でこれが公になることは、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、第1号ただし書ウ括弧書の非公開情報に該当する。

また、本件メール本文には、パワーハラスメントとして認定された機微な情報（本件加害職員の説教文など）が記載されていることから、一部であっても公開されると、個人が特定されなくても権利利益を害するおそれがある。

② 第5号該当

実施機関における本件懲戒処分の実施に当たり、必要不可欠な証拠として関係職員から提供を受けたものであり、これを第三者に公開することとなれば、本件被害職員を始めとした、本件懲戒処分の決定に必要な証拠を保持している関係者が、人事課への情報提供を躊躇することが大いに考えられる。

したがって、本件メールが公開されると、今後の実施機関の調査において、関係職員が情報提供を躊躇し、職員の処分の検討という人事管理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 部分公開の可否について

挨拶等であったとしても、本件被害職員は、一方的に本件送信メールを送ら

れる行為そのものから、本件加害職員に常に監視されているなどといった精神的な負担を感じていたことも踏まえ、挨拶文であっても、公開することで被害職員の権利を害する情報に当たると判断し非公開とした。

本件被害職員が本件懲戒処分の実施後に送受信したメールの公開を求める別件公開請求では、パワーハラスメントに関するものではなく通常の業務に関するメールが対象となったため、個人を特定できる情報のみ非公開としており、当たり障りのない挨拶は公開している。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、人事課が保有する本件懲戒処分に付された事案に係る本件加害職員と本件被害職員との間の本件メールの一切の文書と解される。

これに対し、実施機関は、本件被害職員に提出させた令和3年3月1日から同月18日までの間の本件加害職員との本件メールを本件対象文書として特定し、本件メールの送受信者名、件名、内容及び所属の一部を被覆した上で一部公開決定したことが認められる。

そこで、当審査会としては、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定について

審査請求人は、本件メールは令和2年4月頃から約1年半にわたって職場のパソコンから断続的に送付していたことが明らかとなっている旨を主張している。

これに対し実施機関は、約1年半にわたって本件メールの送受信が行われていたことについては、本件加害職員及び本件被害職員双方から聴き取りを行った上で認定したものであって、令和3年2月以前の本件メールについては既に本件被害職員自ら削除していた旨主張している。

条例第2条第2号には、公文書とは、実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構及び福岡市住宅供給公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務

上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定されており、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものとして解される。

当審査会において実施機関に確認したところ、実施機関は本件加害職員と本件被害職員との間のやりとりに留まる本件メールに組織共用性はないと判断している一方、実施機関が本件被害職員から提出を受けた本件メールは組織共用文書として取り扱っているとのことであった。そうすると、実施機関は本件懲戒処分 of 検討のために本件被害職員から入手した組織共用性のある本件メールをすべて対象としており、実施機関の説明に不自然・不合理な点はないと認められる。

### 3 第1号及び第5号並びに第8条第1項について

#### (1) 第1号について

第1号の規定は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、同号ただし書ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を例外的に公開することを規定している。

また、第1号ただし書ウ括弧書では、「当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該部分を除く」と定めており、公務員等の職務の遂行に係る情報が当該公務員等の個人の思想、信条、名誉等に関する情報であり、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益

を不当に害するおそれがある場合には、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を非公開とする旨規定している。

(2) 第5号について

第5号の規定は、市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることによる利益との公共性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいう。

(3) 条例第8条第1項について

条例第8条第1項の規定は「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

そして、「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる」とは、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非公開情報に係る部分を物理的に除くことが、当該公文書中の非公開情報に係る部分を記録した状態や、当該公文書の種別に応じた技術的な分離可能性等から判断して容易である場合をいう。

4 第1号及び第5号該当性について

実施機関によれば、本件加害職員及び本件被害職員の氏名、メールアドレスは職務遂行情報に該当し得るが、パワーハラスメントの加害者や被害者であるという事実は、職員の名誉・資質等に関わるプライバシー性の高い情報であり、職員が特定される状況でこれが公になることは、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとして、本件メール本文には、パワーハラスメントとして認定された機微な情報（本件加害職員の説教文など）が記載されていることから、一部であっても公開されると、個人が特定されなくても権利利益を害するおそれがある旨、第1号ただし書ウ括弧書の非公開情報に該当すると主張している。

また、本件メールが公開されると、今後の実施機関の調査において、関係職員が情報提供を躊躇し、職員の処分の検討という人事管理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、第5号の非公開情報に該当すると主張している。

当審査会が本件メールを見分したところ、本件メール本文に機微な情報を含み、被害者の感情にも配慮する必要がある中で、任意に提供を受けたものであるという本件の個別の事情を考慮すると、これが公開されることで、人事管理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張に、不自然・不合理な点はないと認められる。

#### 5 部分公開の可否について

審査請求人は、本文冒頭には普通は「こんにちは。」といった文章があることが考えられると例示し、本件メールの本文全てが第1号に該当することはあり得ないとして、非公開部分の部分公開を主張していると解されるため、以下検討する。

当審査会が見分したところ、挨拶等が記録されていることが認められる。実施機関に確認したところ、本件被害職員は、一方的にメールを送られる行為そのものから、本件加害職員に常に監視されているなどといった精神的な負担を感じていたことも踏まえ、挨拶文であっても、公開することで被害職員の権利を害する情報に当たるとのことであった。

以上のことを踏まえれば、挨拶等の当たり障りのない文面でも、一方的にメールが送付されることで、常に監視されているなどといった精神的な負担を感じていたという状況から、当該情報の性質等に照らし、非公開とすることはやむを得ないものと判断される。

なお、本件メールには差出人及び宛先にメールアドレスが記録されていることが認められる。当該メールアドレスは実施機関から割り当てられた職務遂行情報であり、そのドメイン「@city.fukuoka.lg.jp」については既に公になっていることからすると非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができる余地はあるが、本件においては有意な情報とまでは認められず、当審査会の結論を左右しない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月10日	実施機関からの諮問
令和5年1月17日	実施機関の弁明意見書を収受
令和5年3月14日	審査請求人の反論意見書を収受
令和6年12月25日	審議
令和7年1月29日	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和7年2月26日	審議
令和7年3月21日	審議
令和7年4月16日	審議
令和7年5月19日	審議
令和7年6月11日	審議
令和7年7月16日	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、北坂尚洋、鈴木崇弘、山下亜紀子